

(目的)

第1条 この要綱は、白馬村内にある空き家の利用希望者の情報を公開し、空き家所有者が、自らが提供したいと考える利用者を選び提供することにより、利用可能な空き家の流通を促し、移住・定住の促進、美しい景観の創出により活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内にある利用していない又は近く利用しなくなる予定の建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権限により、当該空き家の売却又は賃貸等を行うことのできる者及び当該手続を行うことができない場合において、その者に代わって手続を行うものをいう。
- (3) 利用希望者 本村への定住等を目的に空き家の購入又は賃借を希望する者のことをいう。
- (4) さかさまバンク 利用希望者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、さかさまバンク制度以外の空き家取引を妨げるものではない。

(さかさまバンクへの登録申込み等)

第4条 さかさまバンクに登録しようとする利用希望者は、さかさまバンク登録申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該利用希望者の情報等をさかさまバンク台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときには、利用希望者が公開を希望する事項を白馬村行政公式ホームページにおいて公開するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により登録された者(以下「さかさまバンク登録者」という。)は、当該登録の内容に変更があった時には、速やかにさかさまバンク登録変更届書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 村長は、次の各号に掲げる事項に該当するときには、当該さかさまバンク登録を取り消すことができる。

- (1) さかさまバンク登録者から取消しの申出があったとき。
 - (2) さかさまバンク登録後、白馬村行政公式ホームページに掲載された日から起算して1年を経過したとき。
 - (3) 登録事項に錯誤があると認めるとき。
 - (4) その他、村長が適当でないとき。
- 2 村長は、前項により登録を取り消したときは、書面又はメール若しくは口頭により当該登録者に通知するものとする。ただし、前項第2号から第4号までによる取消しの場合には、白馬村行政公式ホームページによる当該登録者の掲載を削除することにより通知されたものとみなす。
 - 3 第1項第2号の規定による期間を経過していない場合で、登録者から掲載延長の申出があった場合は、1年延長することができることとし、当該延長後の再延長も同様とする。
 - 4 第2項の規定により取消しの通知を受けた者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより再登録することができるものとする。

(さかさまバンク利用の申込み等)

第7条 空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等は、さかさまバンク所有者登録申込書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による、申込者が提供を希望するさかさまバンク登録者の登録事項を必要な範囲内で相互に提供するものとする。
- 3 さかさまバンク登録者は、空き家に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき、当該契約書の写しを提出することにより村長に報告しなければならない。

(空き家バンク登録者の申込みの特例)

第8条 白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱(令和6年白馬村告示第76号)第4条の規定により空き家バンク台帳に登録された空き家所有者は、前条第1項の規定による申込みがあったものとみなす。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 村長は、利用希望者と所有者等との空き家に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条・第5条関係)

様式第1号 (第4条・第5条関係)

さかさまバンク登録 (申込 ・ 変更届出) 書

白馬村長 様

年 月 日

申込者	住所			
	ふりがな		生年月日	
	氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			
申込者情報の公開 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (非公開にする)				
区分	項目	記 載 欄		
希望者情報	区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人		
	利用目的	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用 (業) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	予 算	<input type="checkbox"/> 購入 (円) <input type="checkbox"/> 賃貸 (円/月)		
物件情報	エ リ ア	<input type="checkbox"/> 全城 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	用 途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所・店舗 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不問		
	築 年 数	<input type="checkbox"/> (築 10・20・30・40・50 年以内) <input type="checkbox"/> 不問		
	建物面積	<input type="checkbox"/> (m ² ・坪・LDK) <input type="checkbox"/> 不問		
その他 自由記載欄				
注意事項				
<ul style="list-style-type: none">・申込内容を審査した結果、必要に応じ修正をお願いする場合がございますのでご了承ください。・その他情報公開を希望する場合は「白馬村さかさまバンク利用希望者追加情報.pptx」に情報を記載いただき提出ください。・白馬村では、お申込みいただいた情報を公開し、連絡先の交換等を行います。利用希望者と所有者等で行う物件の交渉・契約等に関する仲介等は行っておりません。交渉・契約等に関する一切のトラブル等につきましては当事者間での解決をお願いいたします。・ホームページへの掲載後1年で削除いたします。継続を希望される方は掲載終了前にご連絡ください。・白馬村さかさまバンクに登録申込された個人情報は本制度の目的以外に利用いたしません。				

誓約事項

私は白馬村さかさまバンク制度実施要綱に定める趣旨を理解し、さかさまバンクへの登録及び村のホームページ等に掲載・公開することに同意いたします。

様式第2号 (第7条関係)

さかさまバンク所有者登録申込書

白馬村長 様

令和 年 月 日

必須項目				
申込者 ※所有者との関係 ()	住 所			
	氏 名		電話番号	
※申込者と異なる場合のみ記入	所有者	住 所		
		氏 名	電話番号	
		申込者と異なる理由		
連絡先	氏 名		電話番号	
任意項目				
物件所在地	白馬村			
希望価格	□売却 (円) □賃貸 (円/月) □その他 ()			
建 物	建 築 年	□昭和 □平成 年(築 年) ・□不明		
	床 面 積	1階 m ² (坪) 2階 m ² (坪) 他階 ()		
	構 造	□木造 □その他 () □不明		
	間 取	1階	□居間 (帖・m ²) □台所 (帖・m ²) □洗面所 □トイレ □浴室 □和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²)	
		2階	□居間 (帖・m ²) □台所 (帖・m ²) □洗面所 □トイレ □浴室 □和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²) 和・洋 (帖・m ²)	
		その他		
	上下水道	□上水道 □井戸 □その他 () / □下水道 □浄化槽 □その他 ()		
	ト イ レ	□洋式 □和式 ・ □水洗 □浄化槽 □汲み取り		
	給 湯	□灯油 □ガス □電気 □その他 () ※給湯箇所 □台所 □風呂 □洗面所 □その他 ()		
	敷地面積	m ² (坪)		
駐 車 場	□車庫 (台) □カーポート (台) □駐車スペース (台)			
耐震診断	□済 (□耐震性有 □補強済 □補強未済) □未済 □不要 (新耐震) □不明			
特記事項				
注意事項 ・ 申込内容の審査後、交渉を希望される方へ連絡先等の情報をお伝えします。 ・ 白馬村では、物件の交渉・契約等に関する仲介は行っておりません。交渉・契約等に関する一切のトラブル等につきましては当事者間での解決をお願いいたします。				